

答弁書第八号

参甲第六号

昭和二十三年一月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出國鉄公務員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿参年貳月拾日

參議院議員小川友三君提出國鉄公務員に関する質問に対する答弁書

一、現在の制服制度は職務執行上必要あるものに着用を義務付けているものであつて、待遇の意味ではない。従つて國鉄公務員の中にも制服を貸與されないものもある。この点で警察官も國鉄職員も何等差異はないのであつて、待遇上の問題は又別箇のものであると考える。

二、國鉄職員と民間鉄道職員との給與の差異については、本年一月二十七日に出発した臨時給與委員會において、生計費並びに民間同種賃金水準を勘案し新給與水準を一月中に決定することになつてゐるので、これが決定を見た上で、國鉄職員の給與改善を図る方針である。

三、現在國鉄においては國鉄の公傷退職者及永年勤続したる退職者並びにその家族又は遺族及殉職者の遺族を救済するため各駅構内に物品販賣の營業を認めこれが管理及経營については財團法人鉄道弘済會をして当らせてゐるので國鉄労組直營の物品販賣所を設けることはこれ等の退職者、遺家族の救済に諸種の影響を及ぼすこととなるから労組員の生活緩和については別途対策を講ずることが適當と認めら

10

11